

## 別添 2

### ラムサール条約における

### 国際的に重要な湿地を選定するためのガイドライン（仮訳）

このガイドラインはラムサール条約第 2 条 1 項のラムサール登録湿地の計画を実行するため、第 4 回、第 6 回、第 7 回の締約国会議で採択されたものである。

#### 基準グループ A：代表的な、希少な、独特な湿地のタイプを含む湿地

基準 1：適切な生物地理学的区分を代表し、希少で、独特な、自然または自然に近い湿地タイプの例を含んでいるものは、国際的に重要な湿地と考えられる。

#### 基準グループ B：生物多様性保全のため国際的に重要な湿地

##### 生物種と生物群集に基づいた基準

基準 2：絶滅のおそれのある生物種（絶滅危惧 Ia、Ib、II）が生息生育する湿地、危機に瀕した生物群集を含む湿地は、国際的に重要な湿地と考えられる。

基準 3：生物地理学的区分を代表する生物多様性維持のため重要な植物群落や動物種を含む湿地は、国際的に重要な湿地と考えられる。

基準 4：植物や動物が生活史の重要な段階を過ごす湿地、あるいは厳しい条件下における避難所を提供する湿地は、国際的に重要な湿地と考えられる。

##### 水鳥のための特別な基準

基準 5：水鳥が常時 2 万羽以上生息する湿地は、国際的に重要な湿地と考えられる。

基準 6：水鳥の種（または亜種）の総個体数のうち 1 %以上が常時生息する湿地は、国際的に重要な湿地と考えられる。

##### 魚類のための特別な基準

基準 7：湿地の便益と価値を代表し、それによって世界の生物多様性に貢献する固有の魚類（科、種、亜種、個体群、生活史の一部、種間関係を含む）の大部分が生息する湿地は、国際的に重要な湿地であると考えられる。

基準 8：魚類の食物源となり、産卵や成長の場を提供し、湿地の内外にかかわらず魚群の移動経路となっている湿地は、国際的に重要な湿地であると考えられる。